
日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

題名：ACCA 殿が提案される保護判定基準値に対する弊社意見

1. はじめに

JJ100.01 第3版改訂に向け、保護判定基準値の見直しについて2案が提案されている。本寄書では、ACCA 殿が提案される案について意見を述べるものである。

2. ACCA 殿が提案される保護判定基準値案に対する弊社意見

弊社は、SMS-13-NTTE-01 において、保護判定基準値見直しの目的を明らかにすることを求め、「JJ100.01 第2版の保護判定基準は、各会員企業が提案する「既存ユーザに対する影響」を判断する基準として、どこが適していないのか。既存ユーザの定義、適していないことの原因を明確にする。」ことを要望した。前回 SWG 会合において、ACCA 殿からの寄書（SMS-14-11）が提出されたが、弊社が要望した事項に対する十分な回答が得られるものではなかった。

ACCA 殿が提案される保護判定基準値案について、見直しの目的、提案内容の理解を深めるために、以下に弊社意見を述べる。

ACCA 殿が考える「既存ユーザに対して許容できないような影響」とはどのような定義に基づく事なのか確認したい。また、ACCA 殿が提案される平均的な速度を目標とした値が、ACCA 殿が言われる「既存ユーザの保護」なのか確認したい。

現在の保護判定基準値は、当該伝送方式に対する他の伝送方式からの干渉の許容限界を表すものであり、各伝送方式がメタリック回線上で共存する基準値である。実際に、フィールドにおいても大多数の利用者が保護判定基準値以上の速度で DSL を利用しているものと考えられる。

しかしながら、ACCA 殿が提案される平均的な速度を目標とした保護判定基準値案においては、逆に約半数の利用者が保護判定基準値を下回ることが明らかである。このような基準値を設定することにより、既存利用者を守り、各伝送方式がメタリック回線上で共存する基準値となるかを確認したい。また、ACCA 殿が考える「保護判定基準値」とはどのような定義のものなのか確認したい。

ACCA 殿の提案では、保護判定基準値はサービスレベルの要求条件より決めるべきであり、伝送性能値より決めるべきではないと主張されている。また、保護判定基準マスクは、「DSL スペクトル管理の基本的要件」に示される「保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎として、DSL 事業者間で合意された緩和値等を合わせて設定されるべきである。」の考え方に基づくものであるとも主張されている。上述の2つの主張は、計算方法により保護判定基準値を決めるという点で、相反する主張と受取れるが、ACCA 殿の考えを確認したい。

また、ACCA 殿が提案される保護判定基準マスクは、SMS-12-10 で提案されているように、伝送性能値の干渉計算に基づく値を基礎に、フィールドデータに基づく平均的な速度を目標に、事業者間の合意に基づく緩和を持って設定されるという考え方で宜しいか確認したい。

弊社は、ACCA 殿が提案される保護判定基準値の設定方法が上述の通りだとするならば、このような保護判定基準値の決め方は、干渉計算に基づくものであるとは受取れない。

ACCA 殿の提案は、単にフィールドデータに基づく平均的な速度を目標に、事業者間の合意に基づき設定するという考え方であると受取れる。

弊社は、事業者間の合意に委ねられた保護判定基準の設定については、技術標準の基準値として公平性・透明性を欠けるものであると考える。保護判定基準値の緩和における弊社の考えは、弊社寄書（SMS-15-NTTE-02、2.2 項）において述べた通りである。

ACCA 殿の提案では、スペクトル適合性評価に用いる保護判定基準値として「保護判定基準マスク」、「保護判定基準下限値」、利用者に公表する「サービスレベル予測値」の3つの値を設けることが提案されている。また、保護判定基準値は、ADSL サービスの通信品質の目標値、或いはギャランティ値とすべきと提案されている。また、保護基準判定マスクのメリットとして、基準値の種類が少なく、分かり易いと主張されている。

しかし、JJ100.01 第2版に基づく基準値は、保護判定基準値として代表されるクラスA回線（TCM-ISDN、G.992.1 AnnexA/C、G.992.2 AnnexA/C）の5つの基準値が、3つになるものの、逆に分かり難くなったと感じている。ACCA 殿の提案が従来の保護判定基準値に比べて分かり易いものであると主張される理由について確認したい。また、「通信品質の目標値」とは何を意味するものか確認したい。

なお、ACCA 殿が提案される「サービスレベル予測値」については、各通信事業者の責任において、利用者へ対応すべき趣旨のものであり、TTC が行うスペクトル管理の範疇外であると考え

C.3.		保護判定基準値	
C.3.2	オープン	保護判定基準値として保護マスクを導入するか？	SMS-08-13 , SMS-09-22 SMS-10-07 , SMS-11-07 SMS-11-08 , SMS-12-10
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべきか？	会合 # 10 , SMS-11-07
C.3.4	オープン	緩和値（マージン）を設けるか？	SMS-08-17 , SMS-08-18 SMS-09-21
C.4		線路モデル , 干渉源 , 計算方法	
C.4.4	オープン	ISDN を適合性確認の与干渉源から削除するか？	SMS-07-20 , SMS-08-14 SMS-08-17 , SMS-09-21 SMS-10-09 , SMS-10-10 SMS-11-09 , SMS-12-11